

保護者の皆様へ

特別な支援が必要な子どもの就学について

刈谷市特別支援教育連携協議
会

刈谷市教育委員会学校教育課

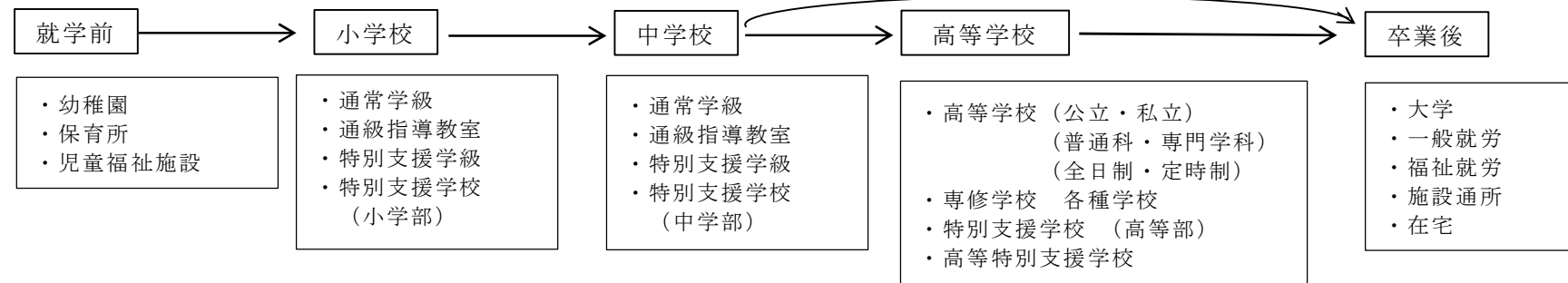
刈谷市の特別支援教育は、一人ひとりの教育的なニーズを把握し、そのもてる力を高めるため、適切な指導及び必要な支援を行っています。

- ① 幼稚園・保育園の先生と相談しながら、早めに居住地の学区にある小学校に相談しましょう。
- ② 子どもの伸びようとするところを見つけ、学校と一緒に考えましょう。



子どもの就学から卒業まで

子どもの実態や思いと親の願いを考え、個別の教育支援計画を作成し、少し先を見て、園や学校と一緒に考えていきましょう。



特別支援学校とは？

障害の程度が比較的重い子どもを対象としており、教育内容・方法を工夫したきめ細かな指導を受けられる。

専門的な知識・技能を身に付けた教員が担当している。

少人数で指導している。



特別支援学級とは？

小・中学校の中に設置されており、一人一人の児童生徒の教育的なニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う。

通常学級との連携が図りやすい環境にあり、学校全体の協力で連携ができる。

少人数で指導している。



ご不明な点は、学校教育課へお問い合わせください。

(62-1035)



刈谷市の小・中学校における特別支援教育について

どんな特別支援学級がありますか？

知的障害学級、肢体不自由学級、自閉症・情緒障害学級、病弱・身体虚弱学級、難聴学級などがあります。

現在、一人からでも障害種別に学級を新設することが可能になりました。お子さんの障害に合わせて、ご相談ください。

一度決めたら変更はできませんか？

子どもの実態に合わせて、通常の学級から特別支援学級、特別支援学級から通常学級、または、特別支援学級から特別支援学校、特別支援学校から特別支援学級に変更できます。まず、学校へご相談ください。

通級指導教室はどんなところですか？

教科等の指導は、通常の学級で受けながら、障害による学習上または生活上の困難の改善・克服を図るため、個別に指導を受けます。

どの学校にも通級指導教室はありますか？（R2年度予定）

◇言葉に問題のある児童・生徒のための通級指導教室

小高原小・日高小

◇発達障害の可能性のある児童・生徒のための通級指導教室

亀城小・衣浦小・住吉小・かりがね小・平成小・富士松南小

富士松北小・富士松東小・小垣江小・双葉小・東刈谷小

朝日小・刈谷東中・富士松中・雁が音中・依佐美中・朝日中

上記以外の学校から通級を希望する場合は、保護者の方で送迎することを原則としています。

刈谷からどこの特別支援学校へ行きますか？

<知的な発達に遅れのある子を対象>

安城特別支援学校・愛知教育大学附属特別支援学校

※軽度の知的障害のある生徒の就労支援に重点を置いた

高等特別支援学校、校舎

豊田高等特別支援学校 半田特別支援学校 桃花校舎 など

<身体に障害がある子を対象>

刈谷市立刈谷特別支援学校

<病氣療養している子を対象>

大府特別支援学校

<視覚に障害がある子を対象>

岡崎盲学校

<聴覚に障害がある子を対象>

岡崎聾学校



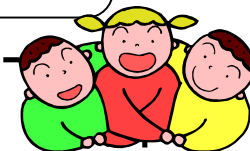
個別の教育支援計画とはどんなものですか？

子どもの伸びようとするところを見つけ、学校・保護者が目標等について話し合い、記載していくものです。

お子様に必要な環境整備や授業の中で配慮すべきことを担任等と一緒に考えて、支援の方法などを記載します。（別紙参照）

刈谷での相談窓口

- 刈谷市子ども相談センター 62-6313
- 刈谷市基幹相談支援センター「^{ともしび}灯」 63-6002
- 刈谷市教育委員会学校教育課 62-1035



「通級指導教室」のご案内

刈谷市教育委員会

「通級による指導」について、お知らせします。

「通級による指導」とは、集団の中で十分に力を発揮できない子を数時間、個別に取り出し、学校生活に適応できるよう支援を行い、集団生活に参加しようとする意欲と力を育てている新しい学びの場のことです。

《 指導方法 》

通常の学級の授業を抜けて通級指導教室へ通い、教師と1対1で個別指導を受けます。

《 籍について 》

籍は、通常の学級です。「通級指導教室」で学習する時間以外は全て通常の学級で活動を行います。

《 入級・退級 》

入級は随時、その子の困り感が改善・克服された時点で退級となります。



○ よくある質問

Q1 「どんな子が対象なの」

- ・ みんなの前だと、行動や気持ちのコントロールが難しい子や集団の中にいるとストレスをためやすく、学校が嫌いになってしまう子、話し方が気になる子などが対象となります。

Q2 「授業を抜けて大丈夫」

- ・ 学級の時間割を見て、どの時間に、何回通うかを通級指導担当者と相談します。

Q3 「学習の遅れを取り戻してくれるの」

- ・ 「通級による指導」は、集団生活に参加しようとする意欲と人とかかわる力を育てることを中心に行います。学習の遅れを取り戻すための個別指導とは違います。

Q4 「どんなことをやるの」

- ・ 「わかった」「できた」という成功体験を重ね、学習への意欲を高めます。
- ・ 子どもの状態に合わせて、教材や指導方法を工夫し、集中して学習に取り組ませます。
- ・ 個別に、人との関わり方を学んだり、集団での活動へ参加するための知識、技能や態度を学んだりし、社会性を育てます。

問い合わせ先

各校 特別支援教育コーディネーター（教頭）へ

「ことばの教室」のご案内

刈谷市教育委員会

お子さんの一般的な成長段階では、小学校入学の6歳頃になりますと、普通の日本語が話せるようになります。ところが、お子さん全体の5%くらいは、ことばに何らかの問題があるという統計結果がでています。

発音に問題のある子

「さかな」を「タかな」と音を置き換えて言ったり、子音を省いて「らっぱ」を「アっぱ」と言ったり、音をゆがめて「かるた」を「か？た」と言ったりするお子さんや、言っていることばが聞きづらかったり、声がすべって鼻に抜けてしまったりするなど、発音全体に何か問題を感じるお子さんです。

話し方に問題のある子

「ボッ、ボッ、ボク」と、ことばの出だしを繰り返したり、「セーーンセイ」と、伸ばしたり、あるいは「・・・ァ・ノネ」とつまってしまったり、ことばがなかなか出せなかったりするお子さんです。中には、そのことを気にしてほとんどしゃべらないお子さんもいます。

ことばの発達に遅れがある子

話の内容やことばの理解が発達年齢に比べて幼いお子さんです。ことばの数が少なかったり、表現が幼稚だったり、文章や指示を理解する力が弱かったりするようなお子さんは、ことばの面だけではなく、学習意欲や情緒の安定などにも問題が起こりやすくなります。また、発音に問題を残しているお子さんもいます。

「ことばの教室」は、上記のようなお子さんの指導を行うためのものです。もし、お子さんのことばで気になる点がありましたら、気軽にご相談ください。

「ことばの教室」の概要

〈対象児童〉 通常の学級での学習に支障はないが、ことばに問題があるお子さんです

障害のあるお子さんならば、特別支援学級または特別支援学校へ進むことが考えられますが、ことばに問題があっても、通常の学級での学習に支障がないお子さんならば、通常の学級で学習することになります。

しかし、現在の35人学級制（3年生からは40人学級制）の通常の学級では、ことばに問題のあるお子さんに特別な指導を行う時間を確保することは難しい状態です。そこで、こうしたお子さんに対して、適切な指導を行うために「ことばの教室」を、小高原小と日高小学校に通級指導教室として設置しています。他校から通級する場合は、保護者の方で送迎することを原則としています。

《 指導方法 》

通常の学級の授業を抜けて「ことばの教室」へ通い、教師と1対1で個別指導を受けます。（通級制）

週1～3時間程度の指導を受けます。抜ける授業は、国語が主ですが、限定はしません。ことばの訓練的な内容を行います。

《 籍について 》

籍は、他のお子さんと同じ通常の学級に置きます。「ことばの教室」で学習する時間以外は全て通常の学級で学習や活動を行います。

《 入級・退級 》

入級は随時、ことばの問題が改善された時点で退級となります。

- ◆ことばの問題は、早期に発見し指導を行うと、学習効果もよく、お子さんに心理的な負担を感じさせることも防げます。



問い合わせ先

各小学校 教頭先生へ

刈谷市子ども相談センター

お子様についての心配やお悩みがありましたら、お気軽にご相談ください。相談員が丁寧に相談に応じます。

Q. どんな相談ができますか？

- ・子どもが学校に行きたがらないので心配・・・
- ・子どもの入園や入学、進路のことが不安・・・
- ・子どもの言葉や理解、運動などの発達が心配・・・
- ・子どものしつけや子育ての仕方がわからない・・・
- ・子どもがいじめを受けているのでは？
- ・子どもが友だち関係で悩んでいる・・・
- ・近所の子どもが虐待を受けている気がする・・・ など



子どもに関する悩みや問題であれば何でもご相談ください。
相談内容の秘密は、厳守します。（相談費用は無料です。）

センターでの対応が難しいケースも、責任をもって関係機関などと連携して、問題を解決するように努めます。

Q. どんな人が相談できますか？

次の①から④に該当する 3 歳から 18 歳を迎えた年度末までの子どもと、その保護者、親族、学校・園の関係者等が相談対象となります。

- ①刈谷市内に在住
- ②刈谷市内の幼稚園、幼児園、保育園等に在園
- ③刈谷市内の小学校、中学校、高等学校、大学等に在学
- ④刈谷市内の事業所等に在勤



Q. いつ相談できますか？

月曜日～土曜日の午前9時～午後5時です。
(日曜日・祝日、12月29日～1月3日は休館日)

Q. どんな相談の方法がありますか？

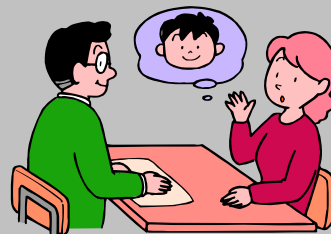
相談方法には、「来室相談」、「電話相談」、「オンライン相談」があります。

＜来室相談＞

センターにて、相談員が直接相談を受けます。
予約をしていただくと、スムーズです。(予約優先)

＜電話相談、オンライン相談＞

センターに来ることが難しい場合は、
電話、「Zoom Meeting」での相談をお受けします。



Q. どのようにして来室相談の予約をとりますか？

電話もしくは直接センターで予約することができます。

Q. センターはどこにありますか？ 連絡先は？



〒448-0857
刈谷市大手町 1 丁目 51 番地
☎ **0566-62-6313** (代表)

1 階：受付、相談室

2 階：相談室、電話相談室、
会議室、事務室

[3 階：中部すこやか教室]

＜アクセス＞

- ・JR刈谷駅・名鉄刈谷駅南口から西へ徒歩7分 刈谷市役所から南へ徒歩2分
- ・車でお越しの場合は、センター東側の駐車場をご利用ください。
(センター玄関前の北側には、「思いやり駐車場」があります。)

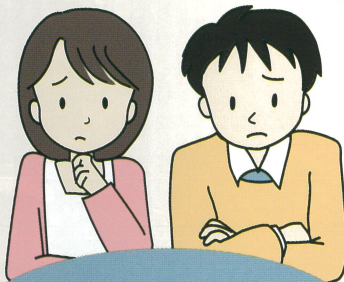
学校によろこんで
行ってほしい。



家にとじこもっていないで、
友だちと仲良く遊んでほしい。



いじめたりいじめられたり
することのない生活を
してほしい。

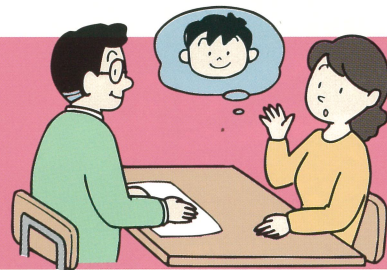


けれども……

明るい笑顔に
もどってほしい。



こんな話がしたい方は
まずは**“ご相談を”**



※相談内容については、秘密を守ります。

電話相談



来室相談



活動
相談日時

毎週月～金曜日(祝日、12月29日～1月3日は除く)
午前9時～午後4時(月曜日は午前9時～午後2時)

刈谷市北部すこやか教室
刈谷市中部すこやか教室
刈谷市南部すこやか教室

☎ 0566-62-7551
☎ 0566-23-6716
☎ 0566-62-8550

案内図



※「すこやか教室」は適応指導教室の愛称です。

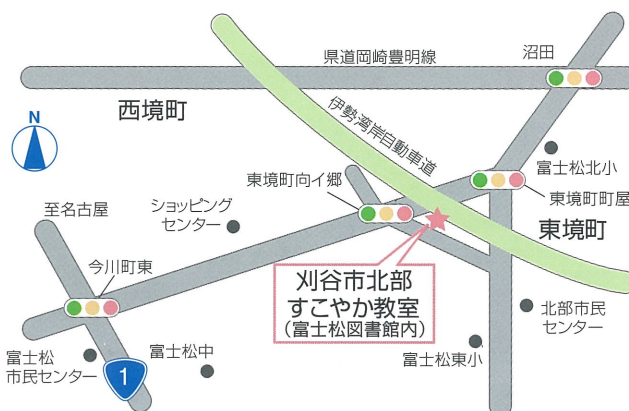
刈谷市北部すこやか教室 (富士松図書館2階)

〒448-0007
刈谷市東境町神田32番地2

TEL 0566-62-7551

FAX 0566-62-7552

公共施設連絡バス停 富士松図書館下車



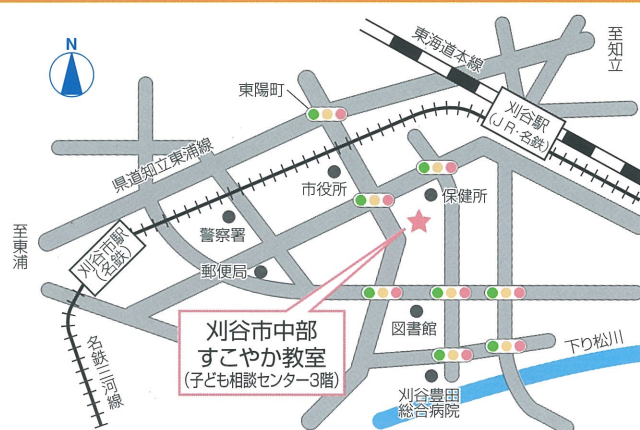
刈谷市中部すこやか教室 (子ども相談センター3階)

〒448-0857
刈谷市大手町1丁目51番地

TEL 0566-23-6716

FAX 0566-23-6759

公共施設連絡バス停 市役所下車徒歩2分



刈谷市南部すこやか教室 (南部生涯学習センターたんぽぽ2階)

〒448-0803
刈谷市野田町西田78番地2

TEL 0566-62-8550

FAX 0566-62-8570

公共施設連絡バス停 たんぽぽ下車



他の身近な
電話相談窓口
紹介

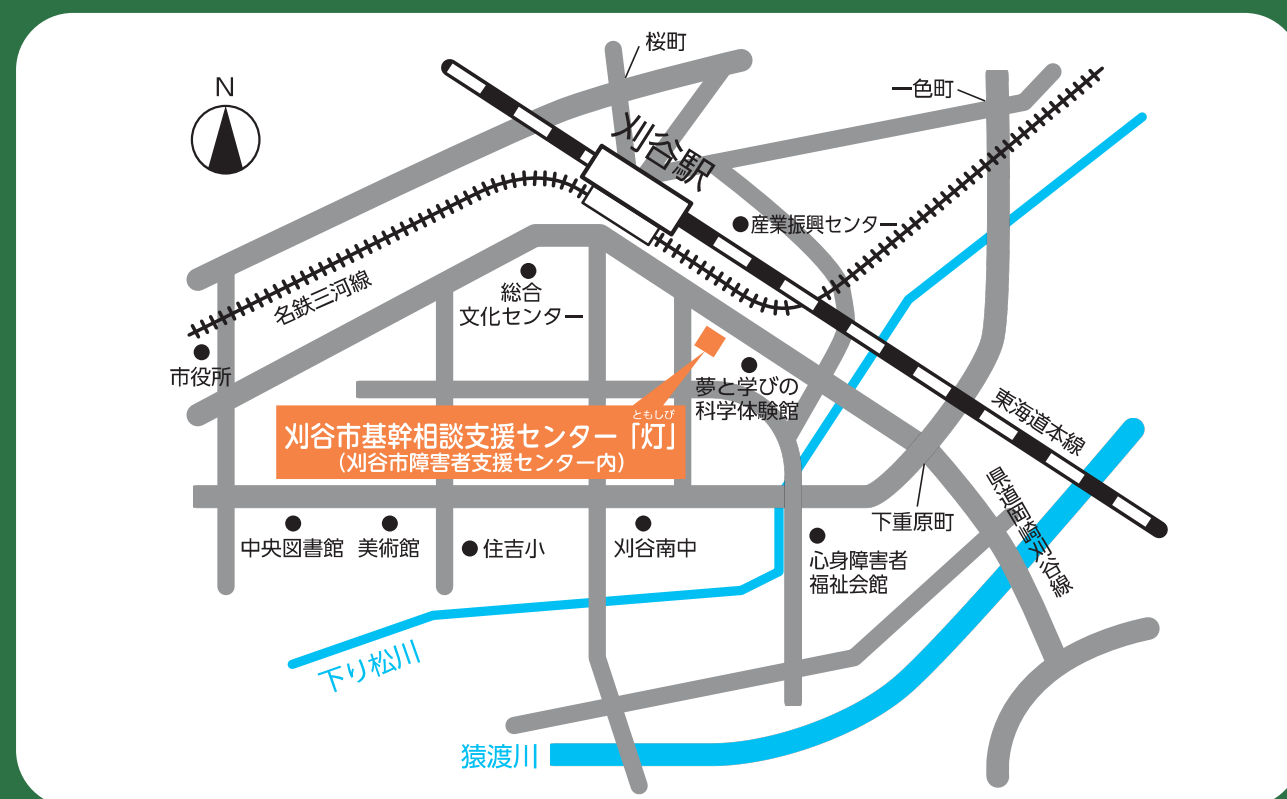
- 刈谷市子ども相談センター
- 刈谷市青少年センター
- 愛知県刈谷児童相談センター
- 愛知教育大学 教育臨床総合センター
- 愛知県こころの電話
- 愛知県総合教育センター 一般教育相談

☎0566-62-6313
☎0566-23-8888
☎0566-22-7111
☎0566-26-2712
☎052-261-9671
☎0561-38-2217



●市内の相談支援事業所●

事業所名	住所	連絡先
相談支援事業所 ところ悠々	刈谷市神田町 1-3	24-7017
子どもと福祉の相談センター ひかりのかけ橋	刈谷市築地町 1-7-1	87-1388
計画相談のみ 刈谷市社会福祉協議会 障害者支援事業所	刈谷市下重原町 3-32	61-0608
計画相談のみ 特定相談支援事業所 ペガサス・Ⅱ	刈谷市井ヶ谷町松ヶ崎 6-3	36-2621
計画相談のみ 相談支援なんてん	刈谷市今川町 1-108	70-7170
計画相談のみ 相談支援事業所タッチ	刈谷市池田町 2-207	87-7858



●『アクセス』 JR・名鉄線刈谷駅南口より徒歩約5分 ●

刈谷市基幹相談支援センター「灯」
 刈谷市障害者支援センター内
 〒448-0851 刈谷市神田町 1 丁目 3 番地

刈谷市 基幹相談支援センター ともしび 「灯」

障害に関する
相談を受ける **最初の窓口** です。

年齢や障害種別、手帳の有無を問わず、
障害のある人やその心配がある人などからの相談に対して
専門の相談員が相談内容をお聞きして、
適切な支援機関へお繋ぎします。



相談は
無料です

☎0566-63-6002
FAX 0566-24-7027

利用時間 月～金 9:30～16:00 / 土 9:30～11:30
 (日・祝日・年末年始はお休み)

ともしび
「灯」：灯台のように道を指し示す中心的な存在になるようにという思いが込められています。

利用の流れ



どこに相談したら良いか分からないときは、
まずは当センターにご相談ください！

来所または電話にてご連絡ください。

相談員が、相談をお聞きします。

適切な支援機関へお繋ぎしていきます。

基幹相談支援センターの役割

市民

当事者支援

- 障害種別や年齢を問わず様々な障害に関する総合窓口として、相談者が気軽に相談できるよう対応し、相談後には適切な支援機関に繋がります。
- 制度の説明や病気に対する正しい知識を得るための講習会を実施したり、福祉団体やボランティアを紹介して当事者が抱える負担を軽減します。
- 成年後見制度が必要な人には、弁護士等の専門家や刈谷市成年後見支援センターに適切に繋がります。



事業者

関係機関との連携

- 行政機関、福祉機関、医療機関などの各種支援機関や障害福祉サービス提供事業所などとの連携を図ります。
- 地域移行・地域定着支援事業の普及・啓発を行い、地域との連携を図ります。



事業者

相談支援事業所への指導・助言

- 困難事例の対応や計画相談の作成に関することなど、専門的な指導や助言を行います。
- 研修会を開催し、相談員のスキルアップを図ります。



自立支援協議会の部会運営

- 関係者の連携や障害のある人の支援体制を協議するための部会を運営します。